

新たな外国人材の受入れのための在留資格「特定技能」が創設されました

外国人材の受入れに関する制度として、これまでの「外国人技能実習制度」、新潟市特区事業である「農業支援外国人受入事業」に加え、出入国管理及び難民認定法に基づき新たに在留資格「特定技能」が創設されました。

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野（農業）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる制度です。新たな在留資格「特定技能」は、平成31年4月1日に施行されます。

農業者が在留資格「特定技能」制度の活用により外国人材を雇用する場合、雇用の形態はフルタイムとした上で、①直接雇用に加え②労働者派遣も可能となります。派遣事業者はJA、JA出資法人、新潟市の特区事業の実施事業者などを想定しています。

雇用される外国人は同じ職場の日本人と同じ作業を担い、日本人と同等以上の給与支払いが義務付けられています。

農業分野の外国人材の在留資格制度の比較

	技能実習制度	国家戦略特区 (農業支援外国人受入事業)	新たな受入れ制度 (改正出入国管理法)
在留資格	「技能実習」 ➤ 実習目的	「特定活動」 ➤ 就労目的	「特定技能1号」 ➤ 就労目的
在留期間	最長5年 (技能実習期間中は原則帰国不可) ※4年目の実習(技能実習3号)を開始する際に、1か月以上帰国させる必要	通算で最長3年 (在留期間中の帰国可)	通算で最長5年 (在留期間中の帰国可)
従事可能な業務の範囲	・耕種農業のうち 「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 ・畜産農業のうち 「養豚」「養鶏」「酪農」 ※農作業以外に、農畜産物を使用した製造・加工の作業の実習も可能	・耕種農業全般 ・畜産農業全般 ※農作業以外に、農畜産物等を使用した製造・加工、運搬・陳列・販売の作業も可能(ただし、農作業が主)	・耕種農業全般 ・畜産農業全般 ※日本人が通常従事している関連業務(農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等)に付随的に従事することも可能
技能水準	—	「農業支援活動を適切に行うために必要な知識・技能」 (一定の専門性・技能が必要) ※①技能実習(3年)を修了した者 又は ②農業全般についての試験に合格した者が該当。	「受入れ分野で相当程度の知識又は経験を必要とする技能」 (一定の専門性・技能が必要) ※業所管省庁が定める試験等により確認。ただし、技能実習(3年)を修了した者は試験を免除。
日本語能力の水準	—	「農業支援活動を行うために必要な日本語能力」 ※①技能実習(3年)を修了した者 又は ②農業全般についての試験に合格した者が該当。	「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本」 ※試験等により確認。ただし、技能実習(3年)を修了した者は試験を免除。
外国人材の受入れ主体(雇用主)	実習実施者(農業者等) ※農協が受入れ主体となり、組合員から農作業を請け負って実習を実施することも可能	派遣事業者	・農業者等 ・派遣事業者(農協、農協出資法人、特区事業を実施している事業者等を想定)

技能水準については農業技能測定試験(仮称)、日本語能力の水準については日本語能力判定テスト(仮称)等でそれぞれ確認します。3年間の技能実習を修了した外国人材は上記の試験が免除され、特定技能(1号)への資格移行に応じれば平成31年4月から受入れが可能になります。

受け入れ側は、労働者を継続して雇用した経験があるなどの条件を満たす必要があります。

※ 農林水産省HP>政策情報>農業経営>農業分野における外国人の受入について

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/index.html>

「新潟県外国人材受入れサポートセンター」では外国人材受入れに関する相談に対応しています。

電話:025-282-5548 / FAX:025-282-5549

E-mail: visa-support@niigata-gyousei.or.jp

受付時間:午前10時から午後5時まで ※来所相談受付は午後4時まで(土日・祝日・年末年始を除く)

参照URL:新潟県HP>商工業・産業立地>「新潟県外国人材受入サポートセンター」を設置しています

<http://www.pref.niigata.lg.jp/sangyoseisaku/1356910120141.html>